

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月19日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 廣木 雅史

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

公害健康被害補償業務の徴収関連業務

(2) 仕様等

公害健康被害補償業務の徴収関連業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日～平成36年2月29日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

- ① 入札は、全国1単位とし、上記(3)に示す契約期間を対象として行うものとする。
- ② 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、企画提案書を作成し、提出しなければならない。
- ③ 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の要求水準を満たすために必要となる設備、人材及び機材等について、自らの費用負担によりこれらを準備し、入札額に記載する入札金額は、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ④ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。併せて入札内訳書を添付すること。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

- (1) 公共サービス改革法第15条において準用する同法第10条各号（第11号を除く。）

に該当するものでないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に抵触しない者であること。なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に抵触しない者であること。
- (4) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (5) 機構契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合には、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 実施要項の策定に携わった法人又は個人でないこと。
- (9) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
 - ① 自社で本業務の内容の全てが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までにジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（1）～（8）の条件を満たすこと。
 - ③ 代表企業は、本業務の履行に際し、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）を代表して機構と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及びジョイント・ベンチャー（共同企業体）に属する財産を管理する権限を有する者とする。
- (10) 入札説明書等の交付を受けたものであること。
- (11) 入札者心得書（別添1）第9条第8号に規定する暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (12) 入札者心得書第9条第9号に規定する個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。（非該当項目を除く。）
- (13) 個人情報の取り扱いに関する契約書を締結できるものであること。

3. 入札者の義務

2.(4)の資格審査結果通知書の写し、個人情報管理状況調査票（入札者心得書別紙2）、入札参加事業者等確認書（様式1）を平成30年11月8日（木曜日）17時00分までに提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課 増子、吉見

e-mail shijoka-koukoku@erca.go.jp

電 話 044-520-9545 F A X 044-520-2133

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から平成30年11月7日（水曜日）までの、平日 10時00分～17時00分の時間帯（但し、12時00分～13時00分は除く。）とする。

なお、電子メールによる入札説明書等の交付を受けようとするときは、平成30年11月7日（水曜日） 17時00分までに、上記（1）のメールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。その後、当機構から入札説明書等一式のデータを交付する。

<必要事項>

メール件名：**【入札説明書等希望】** 公害健康被害補償業務の徴収関連業務

本 文： ①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤メールアドレス

⑥電話番号

⑦F A X番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

電子メールを送受信する環境が無い場合には、平成30年11月7日（水曜日）17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯（但し、12時00分～13時00分は除く）に、上記（1）の問合せ先にF A Xで上記必要事項を連絡すること。その後、当機構からF A Xもしくは郵送で入札説明書等一式を交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年10月10日（水曜日） 11時00分

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

5. 企画提案書の提出期限及び競争執行の場所等

(1) 企画提案書の提出期限及び場所

平成30年11月8日（木曜日） 17時00分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達記録が残

るものに限る。)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課 増子、吉見
電話 044-520-9545 FAX 044-520-2133

(2) 企画提案書に関するヒアリング

(1) の期限までに有効な企画提案書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施する。

提出した企画提案書等の説明依頼の連絡を受けた者は、機構が別途指示する日時・場所において、プレゼンテーション15分、質疑応答20分に対応するものとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年12月7日(金曜日) 14時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階
独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

(注) 企画提案書と同時に入札書を提出された場合であって、入札に立ち会わない場合は、当機構職員が提出された入札書を入札箱に投函する。

6. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金に関する事項

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

競争執行(入札及び開札)日の前日までの間において契約担当職理事から企画提案書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 企画提案書の審査

入札者から提出された企画提案書は、当機構において実施要項6.(1)に定める評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した企画提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、この審査の合否結果は、平成30年12月5日(水曜日) 17時00分までに、合格者に連絡し、不合格者には通知書を送付する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

① 次の要件を満たす入札者のうち、実施要項6.(1)に定める総合評価の方法に

よって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が独立行政法人環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 企画提案書が、当機構の審査の結果、不合格通知を受けていないこと。

- ② ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、①の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とするところがある。

(8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(注) 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - 2) 当機構との間の取引高
 - 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - 4) 一者応札である場合はその旨
- ③ 当方に提出していただく情報
- 1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）
- (3) 「資格停止措置等」の公表
- 取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。